

配信日時	2026/1/12 16:01:14	送信ID	15946
配信者	神奈川県		
対象サービス	全サービス		
対象地域	全地域		

件名	【神奈川県からのお知らせ】サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者「更新研修の受講年度早見表」掲載について
本文	<p>指定障害福祉サービス事業所 管理者 様 指定障害者支援施設 施設長 様 指定障害児通所支援事業所 管理者 様 指定障害児入所施設 施設長 様</p> <p>本県の障がい福祉行政の推進につきましては、日頃から多大な御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者(以下、「サビ児管」という。)の研修制度は令和元年度に改正され、サビ児管になるためには、基礎研修及び補足研修(基礎研修課程)を修了後、2年間の実務を積んだ後、実践研修を修了することが必要になりました。 実践研修修了後は、受講した次年度を初年度として5年度間サビ児管の資格が有効ですが、資格を継続させるためには更新研修を受講する必要があります。 ※更新研修を受講するためには、以下の要件を満たしている必要があります。</p> <p>① 障害福祉サービス事業所等もしくは障害児通所施設等において、サビ児管もしくは管理者として従事している者又は一般相談支援事業所、特定相談支援事業所もしくは障害児相談支援事業所において相談支援専門員として従事している者</p> <p>② 実践研修修了後、更新研修の受講開始日前5年間に①の業務に通算して2年以上従事していた者</p> <p>今回、実践研修を受講された方や更新研修を今後受講する方が参照するための資料として、「研修受講年度早見表」を作成いたしました。 障害福祉情報サービスかながわに掲示しておりますので、計画的な受講の参考にご活用ください。</p> <p>【研修のご案内】 障害福祉情報サービスかながわ → 書式ライブラリ → 7. 研修会・説明会等のお知らせ(県内共通) → 1 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=4&id=127 ※研修制度については「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者になるまでの流れ」をご確認ください。</p> <p>【問合せ先】 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部</p>

障害サービス課事業支援グループ

電話 045-210-4732(直通)